

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	年金生活者支援給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>八王子市は、年金生活者支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	—

評価実施機関名
八王子市長

公表日
令和3年7月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	年金生活者支援給付金に関する事務
②事務の概要	<p>年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)は、公的年金等の収入金額と一定の所得との合計額が一定の基準以下の老齢基礎年金の受給者に国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎とした老齢年金生活者支援給付金又は保険料納付済期間を基礎とした補足的老齢年金生活者支援給付金を支給するとともに、所得の額が一定の基準以下の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給することにより、これらの者の生活の支援を図ることを目的とするものである。</p> <p>年金生活者支援給付金の支給に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、市町村長が行うこととすることができる。(同法38条)</p> <p><市町村が取り扱う事務></p> <p>①法定受託事務 年金生活者支援給付金に関する処分に関し厚生労働大臣から求めがあったときは、その処分に必要な範囲内において、当該年金生活者支援給付金受給資格者又は年金生活者支援給付金受給資格者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の収入の状況に関して必要な情報の提供を行う事務。</p> <p>②市町村長が行うこととされた事務 第1号被保険者期間のみを有する者等の認定請求の受理等の事務。(政令で規定する予定)</p>
③システムの名称	国民年金システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の95項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第69条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 情報提供ネットワークシステムによる情報提供はしない。</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8項 別表第二 117項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	医療保険部 保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所 本庁舎1階 医療保険部保険年金課 (市政資料室内 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付ける)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所 本庁舎1階 医療保険部保険年金課 電話042-620-7238

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月14日	評価実施機関②	関谷 健司	菅野 匡彦	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	-	課長	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 1.提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 3.特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 3.特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	-	特に力を入れている	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	-	接続しない(提供)	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 8.監査	-	自己点検、内部監査	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 9.従業者に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月21日	IIしきい値判断項目 各項目計数日	平成27年12月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 117項	番号法第19条第8項 別表第二 117項	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による号ズレに伴う変更事後で足りるものの任意に事前提出